



# 特別寄稿 プロ野球ストライキの 法的側面 Q&A



九州大学教授  
**中窪裕也**

今回のプロ野球ストに関しては、そこに至るまでの交渉の経緯や組合の性格など多くの法的論点があるが、ここではストライキ自体に焦点を絞って、Q&A形式で整理しておきたい。

**Q1 労働法上、ストライキはどのような保護を受けるのか。**

ストライキは、労働者が集団的意思にもとづいて労務提供を拒否する、最も典型的な争議行為である。これは労働契約上の債務の不履行にあたり、業務を阻害された使用者は経済的な損失を被るが、憲法二八条の団体行動権の保障の下、このような労働者の行為には特別な保護が与えられている。具体的には、①刑事免責（労組法一条二項）、②民事免責（同八条）、③不利益取扱いの禁止（同七条一号）であり、ストライキは犯罪として処罰されることはなく、使用者が損害賠償を請求しても組合や労働者は責任を負わず、またスト参加者に解雇や懲戒処分を行うことも許されない。

ただし、このような保護には、その行為が「正当」であることという条件がついている。正当性の有無は、行為の目的と態様の両面を吟味し、さらに手続や主体の点も考慮しながら判断されるが、賃上げなど労働条件に関する要求のために、労務の不提供という消極的な態様でなされる限り、いかに使用者の損害が大きくなるろうとも、あるいはその要求が過大なものに見えても、ストライキの正当性は否定されない。使用者の交渉態度が不誠

実な場合はもちろん、使用者が誠実に団体交渉に応じてきた場合であっても、組合があくまで要求の実現を求めてストライキを行うことは全く正当である。

**Q2 球団の合併は経営事項で、その阻止のためのストは正当といえないのではないか。**

球団合併そのものが経営上の決定だとしても、それが選手の雇用や労働条件に重大な影響を与えることは明らかである。支配下選手数に上限があるため、統合後の球団から契約を解除される選手が出るのは不可避であるし、五球団になれば試合の数やスケジュールも変わらざるを得ない。要求として「合併の一年間凍結」や「新球団加盟に向けての努力」が掲げられていても、そこに雇用や労働条件の問題が集約的に含まれていると見るべきである。

**Q3 合併の対象となっていない球団の選手までストに参加するのは、違法な同情ストではないか。**

同情ストの定義については議論があるが、それが不当とされるのは、もともと労使紛争と無関係で対処のしようのない使用者までストに巻き込まれるところにある。その点、他球団は、日本プロフエッショナル野球組織の構成員として共同で一つの興行システムを運営し、合併の承認やそれに伴う諸事項の決定にも関与しており、無関係な当事者とは言いが

たい。選手の立場から見ても、球団を超えて結成した同じ組合の仲間の重大な問題である。それが自分たちの労働条件にも影響するのは不可避であるうえに、「第二の合併」が騒がれたように、どの球団においても同種の問題が生じる現実的な可能性があり、他所の労働者の争議に同情してストを行っているわけではない。

#### Q4 土日の試合にだけストをするのは、問題ではないのか。

ストの日時や長さ、参加者の範囲などは、組合が決定すべきものである。無期限の全面ストを行ってもよいし、時限ストや指名ストでもかまわない。使用者に与える打撃が最も大きくなるようなタイミングを選ぶことも、争議行為である以上、当然許される。予告していた日を急に変更して前倒し実施したような場合には、フェアではないとして正当性が否定される可能性もあるが、そのような特別の事情がない限り、週末ごとにストを繰り返しても問題はない。

#### Q5 ストを行った選手の報酬はどうなるのか。

ストライキに対する法的保護も、労働者がストで働かなかつた日の賃金まで保障しているわけではない。いわゆるノーワーク・ノーペイの原則により、その日の分の賃金請求権は発生せず、賃金カットが行われるのが通常である。ただ、具体的に、さまざまな賃金項目のどの部分



プロ野球労使の交渉が決裂し、史上初の「スト決行」を発表する労組プロ野球選手会の古田会長（中央）＝9月17日

をどのような割合でカットするかは、それぞれの労働契約の解釈の問題となる。プロ野球選手の場合、自己の責に帰すべき事由によって野球活動を休止する場合は参稼報酬の三〇〇分の一をカットする旨の規定があるようだが、ストの場合にもこれと同じ扱いになるのか、それとも他の計算方法によるのか、その根拠は、といった点が問題となろう。当事者間で話がかからない場合には、裁判所で決着するしかない。

#### Q6 そもそもプロ野球選手は、スト権を有する「労働者」なのか。

労組法の対象となる労働者は「賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者」（三条）と定義されている。これにあたるか否かは法目的に即して判

断され、労基法上は労働者といえない場合でも、労組法との関係では労働者と認められることは十分にありうる。

日本プロ野球選手会は一九八五年に東京都地方労働委員会の資格審査を受けており、選手は労働者、選手会は労働組合と認められたことになる。もちろん、これは労働委員会レベルの判断であり、たとえばオーナー側がストの損害賠償を求める訴訟を提起した場合には、労組法八条適用の前提として、労働者か否かが裁判の場で争われることになる。最終的には最高裁の判断を待つしかなく、おそらく労働者とされる可能性が高いとは思われるが、選手会にとって一定のリスクが含まれていることは否定できない。とはいえ、そのようなリスクを負っても今ここでストライキを行うべきだと決断することがありうるのは当然である。今回のストに関しては、それが現実を動かす大きな力となったのは明らかではないか。

（写真©共同通信社）

#### ＜プロフィール＞

中窪裕也（なかくぼ ひろや）

九州大学大学院法学研究院教授。

労働法・社会法専攻。主な著書・論文

として、『アメリカ労働法』（弘文堂、一九九五）、『労働法の世界（第五版）』（野

田進、和田肇と共著）（有斐閣、二〇〇三）、

「労働委員会制度に関する一考察」『日本

労働研究雑誌』（四七三号、一九九九）な

ど多数。